



母子手帳ガイド	1
— 犬	
わんちゃんがやってきたら	4
わんちゃんの食事	
わんちゃんを育てる	6
トイレのしつけ	
しつけの基本	
食事の与え方	
わんちゃんの成長としつけ	
普段のお手入れ	
ブラッシング	
シャンプー	
耳掃除	
歯磨き	
爪の切り方	
わんちゃんの健康管理	12
健康に暮らすために	
わんちゃんの病気の予防	
けが・病気時の基本的な手当	14
緊急時の運び方	
包帯の巻き方	
血が止まらない時の止血の仕方	
脈・体温・呼吸を計る	
体温の計り方	
脈・呼吸数の計り方	
わんちゃん健康チェック表	16
犬種別特性一覧表	17
(体重・体高・被毛・歴史的用途と原産国)	
— 猫	
ねこちゃんがやってきたら	19
ねこちゃんを育てる	20



- トイレのしつけ
- 食事の与え方
- ねこちゃんの成長としつけ
- 普段のお手入れ
- グルーミング
- シャンプー

ねこちゃんの健康管理	22
健康に暮らすために	
ねこちゃんの病気の予防	



わんちゃんねこちゃんの応急処置の仕方	23
異物を飲み込んだ時	
異物がはさまった時	
やけどをした時	
日射病・熱射病にかかった時	
感電した時	
けいれんがおきた時	
ショック状態になった時	
呼吸が止まった時	
人工呼吸の方法	
心臓マッサージ	

わんちゃんねこちゃんの災害への備え	26
日頃からの備え	
迷子札とマイクロチップ	
用意しておくもの	
いざ災害が発生したら	
避難所や仮設住宅での注意点	

愛称・種類・血統書・登録団体メモ	28
健康診断・ワクチン接種記録	29
フィラリア予防投与記録	30
狂犬病予防接種記録	30
わんにゃんすくすく成長メモ	31
わんにゃんお出かけ記録	35
MEMO or PHOTO	39

— 全般 —

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室

飼い主の皆様へのお願い

— 知っておきたい飼い主の責任と義務 —

ペット動物の取り扱い等に関する法律について

法律に基づく飼い主の責任と義務

一般社団法人全国ペット協会（ZPK）

飼い主の心構え

— ご相談は最寄りのペットショップへ —

愛犬の登録の実施

個体識別（所有者明示）の実施

求められる不妊・去勢手術としつけ

ペットショップは飼い主の皆様の相談役

獣医師会・動物愛護関係団体一覧

動物販売時説明書等

確認書

（住所・氏名・店名・説明者等記載用）

（記載頁・店控用 / 複写頁・飼主用）

動物販売時説明書（犬・猫）

I. 動物（犬・猫）の特性及び状態の概要

（記載頁・店控用 / 複写頁・飼主用）

II. 犬の飼養保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境

- (1) 飼養施設、用具
- (2) 清掃等
- (3) 環境

2. 食事と栄養管理

- (1) 食事の種類
- (2) 食事の回数や量
- (3) 飲み水
- (4) 注意すること

3. 運動及び休養

4. しつけ
5. 手入れ
6. 病気

6. 病気

- (1) かかりやすい主な病気
- (2) 人と動物との共通感染症
- (3) 健康管理と予防方法

7. 不妊・去勢措置等

8. その他

III. 猫の飼養保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境

- (1) 飼養施設、用具
- (2) 清掃等
- (3) 環境

2. 食事と栄養管理

- (1) 食事の種類
- (2) 食事の回数や量
- (3) 飲み水
- (4) 注意すること

3. 運動及び休養

4. しつけ

5. 手入れ

6. 病気

- (1) かかりやすい主な病気
- (2) 人と動物との共通感染症
- (3) 健康管理と予防方法

7. 不妊・去勢措置等

8. その他

IV. 関連法令

1. 動物の愛護及び管理に関する法律

2. 狂犬病予防法

3. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣法）

6. その他



ねこちゃんの健康管理



01

健康に暮らすために

春ノミやダニなどの外部寄生虫が大きくなる季節です。ブラッシングやコーミングをまめに行いましょう。また、ジメジメする梅雨は、ノミの活動も活発になります。お部屋のなかを清潔に保ちましょう。

夏食べ残したごはんがすぐに傷んでしまいます。いつも新鮮なごはんを与えるよう気をつけてください。また、ノミ取りの薬などで定期的にケアしてください。

秋冬に向けて体力をつける時期です。ごはんはカロリーが少し高めのものをバランス良く与えましょう。寒くなったら毛布などを用意してあげましょう。また、秋はワクチン接種の季節でもあります。

冬ねこちゃんが快適に過ごせるように、お部屋の温度と湿度に気をつけましょう。アンカやストーブを使用するときは気をつけてください。ねこちゃんのいたずらが火災の原因になることもあります。

ひとことコラム

ねこちゃんは、毛づくろいの時に飲み込んでしまった毛を、草を食べて一緒に吐き出す習性があります。でも中には、ねこちゃんにとって有害なシクラメンやボウエンセチアなどの植物もあります。お部屋の中におく植物には注意してください。

02



ねこちゃんの病気の予防

ねこちゃんはけがや病気を隠そうとします。日頃からねこちゃんの行動や様子を良く観察して、いつもと変わったところがないか気をつけてください。異常に気づいたら注意深く観察すること。病気の早期発見・早期治療は長生きの秘訣です。なんでも相談できる獣医師を見つけましょう。



ねこちゃんはお家のなかで飼育するようにしましょう。屋外に出すとけんかでケガを

したり、感染症にかかったり、交通事故に遭う危険性もあります。また、近所の庭でねこちゃんがおしっこをしてトラブルになりますことも避けることができます。繁殖を望まない場合は、ねこちゃんに避妊・去勢手術を受けさせるようにしましょう。避妊・去勢は、発情期のねこちゃんに見られる、おしっこを壁などに吹き付けるスプレーという行動や、近隣の迷惑になりがちな特徴的な鳴き声などの防止につながります。

No. _____

確 認 書

年 月 日

私は貴店からの動物（種類：_____、数：_____）
 購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の
 交付を受けたことを確認します。

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

印（自署又は押印）

(第一種動物取扱業者の場合はその登録番号 _____)

店名 _____

説明者 _____

注）この確認書の受領は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第6号の規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

動物販売時説明書（犬・猫）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第5号及び第8条の2第2項の規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いします。

I. 動物（犬・猫）の特性及び状態の概要（規則第8条第5号不、口、ハ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ関係、第8条の2第2項第1、2、3、11、12、13、14、15、16、17、18号）

種類・品種：

性別：オス・メス 数：不妊又は去勢措置：実施済み・未実施

繁殖者 氏名又は名称 _____ 登録番号又は所在地 _____

生年月日： 年 月 日 平均寿命：

(生年月日が不明の場合：推定生年月日 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 年 月 日)

成体になったときの大きさ：標準体重 kg 標準体長（体高） cm

その他の大きさ情報 _____

ワクチン接種・投薬状況：未・済

※実施済の場合

	ワクチンの接種年月日と種類	薬の投与年月日と種類
①	年 月 日 ()	年 月 日 ()
②	年 月 日 ()	年 月 日 ()
③	年 月 日 ()	年 月 日 ()

病歴の有無：なし・あり（病名 _____）

親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況：なし・あり（疾患名 _____）・不明 _____

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名 _____）

個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（ ）、識別番号 _____）

- ①犬が健康に過ごすためには毎日の散歩が必要。飼い主のライフスタイルに合わせて、一定の時間帯に散歩をする。ただし、犬は汗をかけず、焼けた路面で火傷をする場合もあるので、夏場の暑い時間は避けること。
- ②必要な運動量は、品種、年齢などによって異なる。大まかな目安として、小型犬で朝夕10～20分、中型犬で朝夕20～30分、大型犬で朝夕30～40分。なお、子犬や老犬には無理をさせないこと。
- ③散歩の時は必ずリードにつなぎ、ふん処理の道具を携行して持ちかえること。排せつを済ませてから散歩に出るような配慮も必要。

4. しつけ（規則第8条第5号ソ関係、第8条の2第2項第18号関係）

動物が家庭や人間社会のなかで一緒に生活していくためのルールを教えることがしつけです。訓練や芸をさせることではありません。しつけのコツは叱るのではなくほめ、それもできたらおおげさにはめて教えることと、根気よく教えることです。体罰、大声、おどしは絶対に避けるようにして下さい。

- ①基本は、人が常にリーダーシップをとって犬の行動をコントロールすること。そのためには、犬に主従関係をしっかりと認識させ、理想的には犬は家族の最下位に位置するよう接すれば、家族の要求に従う犬に育つ。
- ②基本的な号令には、オスワリ、フセ、マテ、オイデ、ツケなどがある。

5. 手入れ（規則第8条第5号ソ関係、第8条の2第2項第18号関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。また、飼い主が犬の体をくまなく触ることは、スキンシップを図るとともにリーダーシップを示すことにもなり、しつけのトラブルの未然防止にもなります。

- ①ブラッシング：汚れや抜け毛を取り除き、つやのある毛にすると同時に、皮膚の血行をよくする。運動の後に、まず毛並みに逆らってブラシをかけて汚れを浮かし、次に毛並みにそってブラッシングしてやる。特に、毛の抜け替わる時期には、たんねんなブラッシングが必要。長い毛の犬はブラッシングを怠ると、毛玉ができて手がつけられなくなってしまう。また、品種によっては定期的なカットが必要。
- ②シャンプー：回数は飼う場所や毛の長さなどによって異なる。一般的には1ヶ月に1回程度。
- ③つめ切り：室内飼いの小型犬はもとより、十分に散歩をしている犬でも親指のつめは地面につかないで伸びてしまう。伸びすぎたつめを放置すると、毛布などにからまり、つめを折ったりはがしたりすることがある。
- ④耳の手入れ：耳の中のチェックが時々必要。健康な犬では、耳垢はわずかでほとんど臭わない。臭いがきつかったり黒い耳垢がたまっている時は、獣医師に相談が必要。綿棒などでのふき取りは、耳の粘膜を傷つけ、汚れを押し込むことになるのでよくない。
- ⑤歯の手入れ：犬用の歯ブラシや、ガーゼを巻いた指で歯と歯茎をこすってやる。奥歯の外側が、歯石のつきやすい場所。歯石を放置しておくと歯肉炎、歯槽膿漏と病気が進行する。歯が悪いと口臭がきついばかりでなく、心臓や腎臓などの病気の原因になるおそれが高くなる。

6. 病気（規則第8条第5号ト関係、第8条の2第2項第7号関係）

（1）かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ①腸管内寄生虫症（回虫、鉤虫、条虫など）：下痢や食欲不振などが主な症状。放っておくと死亡することもある。多くは便の虫卵検査で診断。寄生虫の種類に応じた駆虫薬の投与により駆虫できる。
- ②パルボウイルス感染症：おう吐、下痢が主な症状。子犬では発病してから1～2日のうちに死亡。予防ワクチンがあるので、生後2～3ヶ月になったら接種する。

- ③犬フィラリア症：そうめん状の細い虫が心臓や肺動脈の中に寄生する病気。蚊に刺されると感染。寄生数が多いと心臓の機能に障害を与え、放っておくと心不全で死亡することもある。飲み薬などで予防できる。

（2）人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及び犬にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- ・犬 : パスツレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- ・猫 : 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
- ・ウシなど : Q熱、クリプトスピロジウム症、腸管出血性大腸菌症など
- ・サル : Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
- ・ネズミ : レブトスピラ症、ハンタウイルス肺炎候群、腎症候性出血熱など
- ・鳥類 : オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
- ・ミドリガメ等 : サルモネラ症など

①狂犬病：感染した犬などの動物に噛まれてうつる恐ろしい病気。温血動物は全て感染する。現代でも治療法はなく、人も動物も発症すると100%死亡。日本では昭和32年以降流行はないが、世界では現在でもほとんどの国（地域）で発生し、年間3万人以上の人人が死亡。

②皮膚糸状菌症、かいせん症、白癬菌症：糸状菌（カビの仲間）やかいせん（ダニの一種）による皮膚病は、人にもうつることがある。また、人の水虫（白癬菌症）は人から犬にうつることがある。

③エキノコックス症（多包虫虫）：本来、キツネとネズミの間で感染している寄生虫病。犬はネズミを食べることで感染、ほとんど症状を示さない。虫卵が人の口に入ると、子虫が肝臓などに寄生して、長い年月の後に肝障害などの症状を起こす。流行地は北海道なので、犬をつれて旅行する時は、犬がネズミなどを食べないように気をつけることが必要。犬に寄生したエキノコックスは薬で駆除できる。

（3）健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿や便の状態などに注意していることが必要です。良いホームドクター（獣医師）を決めて、様子がおかしいときは早めに受診しましょう。なお、病気になったときにあわてるより、普段からバランスのとれた食事や適量の運動に気を付け、ワクチンや薬で予防することが一番なのはいうまでもありません。

また、共通感染症を予防するためには、口うつしで食べ物を与えるなどの過度の接触をしない、ふんや尿は早めに処理をする、動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたりふんや尿を扱った後はよく手を洗う、などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはあります。そして、普段から動物の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談してください。また、飼い主自身や家族の健康状態にも注意し、異常があれば医師に相談してください。

7. 不妊・去勢措置等（規則第8条第5号チ、リ関係、第8条の2第2項第8、9号関係）

飼養頭数が増えて、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置いて虐待することとなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。動物が繁殖し、飼養数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、できる限り繁殖を制限するように努めましょう。繁殖を制限する主な方法としては、去勢手術（数千～数万円）、不妊手術（数万円）、雌雄の分別飼育などがあります。不妊去勢手術は、一般的には大人になる前に行う方が望ましいとされており、その効果としてはみだりな繁殖を防止するだけでなく、性格が穏やかになってしつけがしやすくなること、発情期のストレスを軽減できること、子宮蓄膿症等の病気を予防できること等